

平成29年 6月8日

保護者 様

桑名市立 明正中学校
校長 大角 宏二

台風時、東海地震等非常時における生徒の登下校・授業実施について

梅雨の候、保護者のみなさまにおかれましては、ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、見出しの件ですが、「桑名市」では生徒の安全を考えて「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「東海地震注意情報・予知情報」「津波警報・注意報」発表の場合について、下記のように決めています。ご確認ください、生徒の安全な登下校にご協力をお願いします。

記

I 台風時等における警報等発表時の場合

- 1 始業（8時30分）前に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合
 - (1) 登校を見合わせて、自宅待機とします。
 - (2) 警報が午前9時までに解除された時は、原則2時間以内の余裕をもって登校します。道路や浸水等の状況により登校に危険が予想される場合や困難な場合は登校を見合わせて下さい。（授業開始時刻については、当日の校区内や通学路の状況・生徒の登校状況に応じて柔軟に対応します）
 - (3) 警報が午前9時になっても解除されない時は、休校となります。
- 2 始業前に大雨が降っていたり、大雪が降っていたり、激しい雷が鳴っている場合は、危険が予想されるので、おさまってから登校して下さい。
- 3 始業後に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合は、直ちに授業を中止します。風雨の状況や通学路の安全確認の後、速やかに下校させますが、家庭の事情等で帰宅できない生徒は、保護者に安全に引き渡すまで学校にて、一時下校を見合わせる場合があります。
- 4 重大な災害のおこるおそれ大きい「特別警報」が発表された場合「大雨」「暴風」「暴風雪」「大雪」「高潮」「波浪」警報等が発表された場合は、上記1, 2, 3のとおり対応します。

Ⅱ 東海地震注意情報・予知情報の発表及び警戒宣言発令時の場合

- 1 始業前に「注意情報・予知情報・警戒宣言」が発令されている場合
 - ア 登校を見合わせ、自宅待機とします。
 - イ 「注意情報・予知情報・警戒宣言」が午前9時までに解除された時は、解除後2時間以内の余裕をもって登校します。（警報発令の場合と同様）
 - ウ 「注意情報・予知情報・警戒宣言」が、午前9時になっても解除されない時には、休校となります。

- 2 始業後に「注意情報・予知情報・警戒宣言」が発令された場合
直ちに授業を中止し、速やかに下校させます。（通学分団：該当地域担当教師が、下校指示ならびに引率対応をとります）
しかし、校区内の状況によっては、生徒の安全確保を第一に考えて、一時下校を見合わせる場合があります。

- 3 登下校中に「注意情報・予知情報・警戒宣言」が発表された場合は、自宅または学校に避難する等、あらかじめ決められた方法に基づいて行動します。家庭の事情等で帰宅できない生徒は、保護者に安全に引き渡すまで学校にて、一時下校を見合わせる場合があります。

Ⅲ 津波警報・注意報が発表された場合

生徒の登下校、学校待機や避難所開設等については、桑名市教育委員会と連絡を密にし、適切な処置を講じます。

- ☆ 台風時（警報発令時）の対応については、生徒手帳の15ページにも記載してあります。確認をお願いします。

- ☆ 東海地震に関する情報については、生徒手帳の17～22ページをご確認ください。

平成28年4月1日 改訂
桑名市教育委員会文書 より